

成人年齢引き下げに伴う 同意について

民法改正により、2022（令和4）年4月1日から成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

これに伴い当院では、法律と同様に18歳以上は保護者の同意を不要とする事といたしております。

なお、診療内容によっては、説明の際にご家族の同席や同意を必要とする場合があります。

ご了承ください。

緊急時（すぐに適切な処置を行なわいと重大な後遺症や生命の危険があると担当医が判断する時）には保護者のご承諾なしに診断し、治療を開始いたします。



医療法人社団 石鎚会

同志社山手病院